

第二十号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十
 号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「による」の下に「小児慢性特定疾病医療費若しくは」を
 加え、同表の二十六の項中「
 地方税関係情報であつて規則で定めるもの
 地方税関係情報であつて規則で定めるもの
 地方税関係情報であつて規則で定めるもの」を

| |
|-------------------------|
| 地方税関係情報であつて規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの |
| 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの |

に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二十六の項
 の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区児童相談所の設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事

務について、必要な限度で特定個人情報を利用できるようにするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。